

前回委員会等における指導・助言事項と その対応方針について

令和2年7月

沖縄防衛局

1 レッドリストサンゴ類の生息状況等について

区分	指摘 / 指導・助言事項	事業者の対応方針
① 用語について	【第26回環境監視等委員会】 「遺伝子交換が効率的に行われた」との記載について、その趣旨からすると「遺伝子交換」との表現は適切ではないため、表現を修正すること。	委員と調整の上、「交配が効率的に行われた」との表現に修正。
② 新たに確認されたオキナワハマサンゴについて	【第26回環境監視等委員会】 大浦湾側でオキナワハマサンゴが新たに1群体見つかったことについては、工事の影響が生じないように引き続き注意すること。	工事実施期間中は、引き続き、工事箇所周辺等において水の濁りの監視調査を実施するとともに、当面の間、週1回のモニタリングを実施し、オキナワハマサンゴの状態の推移について把握することとする。週1回のモニタリング結果については、資料2に提示。

2 サンゴ類の生息状況等について

区分	指摘 / 指導・助言事項	事業者の対応方針
③ 小型サンゴ類の分布状況について	【第26回環境監視等委員会】 小型サンゴ類の移植を実施する際には、具体的な配置をより適切に決定するため、より詳細な分布の状況がわかるような分布図を作成すること。	過年度実施の調査結果と移植作業前の確認を踏まえ、サンゴ類の詳細な分布状況について整理し、移植作業の実施に際し参考となる資料を作成する。
④ 移植可能スペースについて	【第26回環境監視等委員会】 移植元と移植先の面積について、誤解のないように定量的な記載にすること。	移植先の底質における岩盤の占める割合が80%以上かつサンゴ被度が25%未満の範囲を移植可能スペースとしているところ、そのうちの裸地面積と移植サンゴの面積を比較した結果、移植可能スペース（裸地のみ）に対する移植対象サンゴの推定面積が占める割合は、S4地区で8.6%程度であり、移植先には移植サンゴを受け入れるための十分な余地があることを確認。
⑤ 大型サンゴ類のモニタリングについて	【第26回環境監視等委員会】 大型サンゴ類の移築後のモニタリングにおいては、周辺枠内にあるサンゴ類についても観察の実施を検討すること。	大型サンゴ類のモニタリングでは、生息環境の把握に関する項目の中で周辺枠内に元々生息するサンゴ類の被度を確認することとしており、その中で生残・死亡状況も確認することとしている。

⑥ 大型サンゴ類の移築作業について	<p>【第26回環境監視等委員会】</p> <p>大型サンゴ類の移築には重機を用いる手法があることから、現場での作業時には、移築作業の順番等を含めた計画を確実に実行し、十分に安全に配慮した作業とすること。</p>	<p>移築作業の着手時までには、詳細な計画を立て、環境や安全に配慮しつつ作業を実施する。</p>
-------------------	--	--

3 海草藻場の生育範囲拡大について

区 分	指摘 / 指導・助言事項	事業者の対応方針
⑦ モニタリング結果の整理について	<p>【第26回環境監視等委員会】</p> <p>図表の示し方として、移植後の期間は、季節等の情報がわかるような表現に修正すること。</p>	<p>モニタリング実施の季節がわかるように図表を修正し、資料3に提示。</p>
⑧ 生育状況について	<p>【第26回環境監視等委員会】</p> <p>モニタリング調査において、できる限り生物量（バイオマス）がわかるような手法とすること。</p>	<p>生物量（バイオマス）を把握するための調査手法の追加実施について検討し、その評価手法について資料3に提示。</p>

4 工事の実施状況等について

区 分	指摘 / 指導・助言事項	事業者の対応方針
⑨ ジュゴンについて	<p>【第26回環境監視等委員会】</p> <p>ジュゴンの可能性の高い鳴音が検出されていることから、大浦湾内でどのように利用、活動しているのか把握できるような調査について、引き続き実施を検討すること。</p>	<p>大浦湾内でのジュゴンの利用・活動を把握するため、水中録音装置を追加設置したことについて、資料5に提示。</p>